



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年4月16日 No.448

業務用自動車の運転時に「アルコール検査」を義務化！

東日本ユニオンは3月22日、経営側より「道路交通法改正に伴い業務用自動車を運転する場合の飲酒確認（アルコール検査）の実施」についての説明を受けました。

- ①業務用自動車5台以上、持っている箇所に安全運転管理者を選任する。（職制の縛りなし）
- ②業務用自動車5台未満、持っている箇所に準安全運転管理者を選任する。（職制の縛りなし）

<内容>

- ・業務用自動車を運転する予定のある勤務日は出勤時と退勤時にアルコール確認を行う。
- ・業務用自動車を運転する予定がない勤務日で、急遽業務用自動車を運転することが発生した場合は、運転する前と退勤後にアルコール確認を行う。



<運用>

- ・4月1日からは目視で確認し1年間保存とする。10月1日からはアルコール検知器による検査とする。
- ・検査の結果、数値が「0.00 mg/ℓ以外」は運転できない。0.15 mg/ℓ未満は運転できないが、勤務は継続する。0.15 mg/ℓ以上はその時点で欠在とする。※不参ではない

社内での「アルコール検査」の取り扱いは全社員で統一すべきだ！

経営側から説明を受けたものの、アルコール検査を運用するにあたっての「具体的な確認方法」や「数値が検出された場合の勤務の取り扱い」「安全運転管理者の選任方法」などのほか、数値が検出された場合の取り扱いについて乗務員と違いがあるなど、不明確な点が多くあります。

東日本ユニオンは4月15日、申第24号「『道路交通法施行規則の改正に伴う業務用自動車を運転する場合の酒気帯び確認（アルコール検査）の実施等』に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

<申第24号・申し入れ項目>

1. 業務用自動車を運転する場合の酒気帯び確認（アルコール検査）の具体的な実施方法について明らかにすること。
2. 安全運転管理者、準安全運転管理者の選任方法について明らかにすること。
3. 安全運転管理者、準安全運転管理者の業務内容について明らかにすること。
4. アルコール検査の結果、数値が0.05 mg/ℓ以上0.15 mg/ℓ未満は勤務を継続できる理由を明らかにすること。
5. 安全運転管理者、準安全運転管理者に指定された者に職務手当を支給すること。
支給額は5,000円とすること。
6. アルコール検査の結果、数値が0.15 mg/ℓ以上は「欠在」または「不参」とする理由を明らかにすること。
7. 乗務員勤務により勤務する日以外はアルコール検査の実施時機を出勤時としていない理由を明らかにすること。
8. 乗務員勤務により勤務する日はアルコール検査の結果、数値が検出された場合は数値に関わらず「不参」としている理由を明らかにすること。
9. アルコール検査の結果、数値が検出された場合の勤務の取り扱いについて、乗務員も同様に取り扱うこと。